

令和8年度諏訪市 国民健康保険税の説明書

国民健康保険加入者のみなさんには国民健康保険税を納付いただいています。この税金は、皆さんの医療費の財源となっている長野県への納付金などに使っています。この説明書では国民健康保険税について説明をしています。

(※以降、国民健康保険=国保、国民健康保険税=国保税と表記します。)

◆国保税の納税義務者

国保税の納税義務者は、国保加入世帯の世帯主です。

- 世帯主が社会保険などに加入していて国保加入者ではない場合にも、納税通知書などの通知は世帯主に対して送付します。

※一定の条件を満たす場合には、納税義務者の変更が可能です。

滞納した場合、世帯主が滞納者になってしまいます。

- 国保税を滞納したまましていると、財産差押さえなどの厳しい措置が取られます。
- 介護保険料も国保税と併せての納付となっているため、滞納により介護保険サービスが制限される可能性もあります。

◆納付方法は2つのいずれか

普通徴収

口座振替

電子決済 (PayPay等) ・納付書

または

特別徴収

年金天引き

自動的に引き落とされる
口座振替がおすすめです。

- 世帯主を含む国保加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯は原則特別徴収です。ただし、下記の場合には普通徴収になります。(※年度の途中で変わることもあります。)

- ▶世帯主の年金支給額が年額18万円未満
- ▶介護保険料と国保税の合計年金天引き額が、年金支給額の1/2を超える
- ▶世帯主が年度中に75歳になる

※過去2年間滞納がなければ、年金天引きを口座振替に変更することも可能です。

◆加入・脱退手続き

就職、退職、扶養から外れた場合、手続きが必要。

- 国民健康保険の加入と脱退手続きはご自身で手続きする必要があります。
- 他の健康保険や後期高齢者医療加入者以外は、全員国保に加入することになります。加入手続きは、他の健康保険などの資格喪失から原則14日以内に行なってください。
- 他の健康保険に入ったとき、家族の健康保険の扶養に入ったときには脱退手続きが必要です。これをしないと、二重で保険に加入していることになり、国保税の納税義務も発生し続けます。

加入・脱退は「行かない窓口」でWeb手続きができます。
詳細は諏訪市公式HPを確認してください。

諏訪市 国保 総合



【問い合わせ先】 諏訪市市民環境部市民課国保医療係

〒392-8511 諏訪市高島一丁目22番30号 電話：0266-52-4141 (内線114・115)

◆令和8年度の国保税額

計算方法

令和8年度の国保税の年税額は、次のように計算されます。

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分	子ども・子育て 支援金分
	国保加入者の医療費に充てられるもの	後期高齢者医療制度の医療費の一部を現役世代が負担するもの	介護保険料を国保税に含めて徴収するもの ※40～64歳対象	少子化対策の強化と子育て支援費用を全世代で負担するもの ※均等割は18歳未満を計算人数から除く
所得割	前年の所得× 6.70%	前年の所得× 3.15%	前年の所得× 2.53%	前年の所得× 0.29%
均等割	国保加入人数× 20,400円	国保加入人数× 8,300円	国保加入人数× 9,250円	国保加入人数× 1,050円
				国保加入18歳以上人数× 50円
平等割	1世帯につき 23,700円	1世帯につき 10,000円	1世帯につき 7,900円	1世帯につき 1,100円

※毎月の支払金額はこれを加入月等で按分計算して算出しています。

※令和8年度から子ども・子育て支援金分が追加されました。

※この資料で示す税率は令和8年度のもので、令和9年度およびそれ以降の国保税は制度含め変更となる可能性があります。

前年の所得

所得割の算定に用いる、令和7年の所得です。

- ・国保税の算定に用いる所得は、所得の合計額から基礎控除額（※住民税基礎控除）を引いた額です。
- ・前年（1月1日～12月31日）の所得を基に国保税を計算しています。
- ・上場株式等に係る配当所得、一般及び上場株式等に係る譲渡所得は申告不要な口座区分であっても申告した場合は含まれます。
- ・分離課税の土地建物等に係る短期・長期譲渡所得は特別控除後の金額が含まれます。
- ・分離課税の先物取引に係る雑所得等及び山林所得も含まれます。
- ・以下の様な所得は国保税算定に使用する所得には含まれません。

国保税算定に
含まない所得
(例)

- ・退職所得（退職金）
- ・障害、遺族等非課税の公的年金
- ・失業手当
- ・傷病手当金
- ・株式、配当所得（分離課税で確定申告しないもの）
- ・雑損失の繰越控除 等

所得の控除

総所得金額から控除されるものは基礎控除のみです

- ・前年の総所得金額から差し引かれる控除に次の控除は含まれません。

対象外控除
(例)

- ・配偶者、扶養控除等
- ・障害者控除
- ・寡婦（夫）控除
- ・勤労学生控除
- ・社会保険料控除
- ・生命保険料控除等保険料控除
- ・寄付金控除
- ・小規模企業共済等掛金控除
- ・その他諸控除等

※所得税及び市県民税と国保税では総所得金額の扱いが異なります。

※損失の繰越控除は、純損失のみ3年間繰越控除されます。

※総所得金額等から控除される43万円は、合計所得金額が2,400万円を超える場合変動します。

国保税納期

令和8年度の国保税納期は以下のとおりです

納期	006期	007期	008期	009期	010期	011期	012期	101期	102期	103期
納入期限	6/30 (火)	7/31 (金)	8/31 (月)	9/30 (水)	11/2 (月)	11/30 (月)	12/25 (金)	2/1 (月)	3/1 (月)	3/31 (水)

※納期限内の納付をお願いします。

◇ポイント① 毎月の支払額≠毎月の国保税額

- ・国保税は年額（4月～3月）を算出し、それを加入期間等に応じて計算しています。
- ・年度途中での加入喪失があった場合にはその時点で年間の税額を再計算しています。
- ・普通徴収の場合、支払いは6～3月の10回です。年度途中に加入された場合、原則手続きをした翌月から支払いが開始されます。毎月の支払額≠毎月の国保税額です。

◇ポイント② 年途中で金額が変わる？

- ・年度途中で国保税の年額が変わることがあります。主な理由は次のような場合です。
◇所得申告や修正申告をした ◇世帯の状況が変わった ◇健康保険への加入状況が変わった
- ・特別徴収の方は4～8月は仮の金額（前年度2月と同額）で徴収しているため、金額確定後の10月以降の毎月額が変わります。（年度の合計額は変わりません）

◇ポイント③ 国保税は世帯で計算

- ・国保税は個人ではなく世帯に対して金額を算出しているため、特定の個人一人あたりの金額は算出していません。
- ・確定申告や年末調整時に個別に申告されたい場合には、金額が重複しないよう世帯内で調整をお願いします。

◇ポイント④ 収入は0でも所得申告が必要

- ・国保税の所得割額は、前年の所得を基に計算します。
- ・世帯主と国保加入者全員の所得が確認できないと、国保税の軽減・限度額判定が正しくできません。（判明後判定することになります）

◆国保税の軽減・免除

一定条件が満たされる場合、国保税が軽減・免除される制度があります。

所得による軽減

総所得金額等が一定以下の世帯は、本来の課税額から均等割と平等割が軽減されます。

判定に使う金額について

- ・国保税の計算は国保加入者の所得のみですが、軽減判定は世帯主と被保険者等を含めた世帯員の所得の合計で判定します。
- ・軽減判定の計算には専従者控除、分離課税所得の特別控除を適用しません。
- ・65歳以上の公的年金所得は15万円を控除した金額で計算します。
- ・譲渡所得は、特別控除前の所得で計算します。
- ・給与所得者等とは、次の人です。
 - ①前年の給与収入額が55万円を超える人
 - ②65歳未満で公的年金収入額が60万円を超える人
 - ③65歳以上で公的年金収入額が125万円を超える人
- ・所得が無い場合であっても、住民税申告をしていなければ軽減判定を受けることはできません。

軽減率	条件（前年総所得がこの基準以下）
7割	43万円 + (世帯内給与所得者等の人数 - 1) × 10万
5割	43万円 + (世帯内給与所得者等の人数 - 1) × 10万 + 31万円 × 被保険者等数
2割	43万円 + (世帯内給与所得者等の人数 - 1) × 10万 + 57万円 × 被保険者等数

※国保税の軽減・免除の説明は裏面に続きます。

(※「国保税の軽減・免除」の続き)

未就学児の国保税軽減（申請不要）

未就学児は均等割額が、P2の表に記載された金額から5割減額になります。

後期高齢者医療制度への移行による軽減制度

後期高齢者医療制度加入者がいる世帯の国保税が軽減される制度です。

条件	軽減内容
国保に加入していた人が後期高齢者医療に加入し、世帯の国保加入者が1人になった	医療分、支援金、子ども・子育て支援分の平等割を5年間1/2軽減、その後3年間1/4軽減
社会保険等に加入していた人が後期高齢者医療に加入し、その被扶養者が国保に加入した	国保加入時に申請することで軽減（※要申請）

失業者（非自発的失業者）への軽減制度

倒産や解雇といった理由で失業し国保に加入した人に対する軽減制度です。（※要申請）

対象期間 軽減内容	失業日翌日から翌年度末まで、所得割算定に用いる給与所得を30/100で算定
対象要件	・失業時点で65歳未満 ・ハローワークから離職理由が以下の「雇用保険受給資格者証」か「雇用保険受給資格通知」を交付されている（※申請時必要書類になります） 特定受給資格者…11,12,21,22,31,32／特定理由離職者…23,33,34

出産予定の被保険者に対する免除制度

出産予定の被保険者は産前産後期間の所得割額と均等割額が免除されます。（※要申請）

※母子健康手帳等、出産予定日（出産日）単胎、多胎の確認できる書類が必要です。

※産前産後期間：出産予定月前月から4ヶ月間（多胎児は出産予定月3ヶ月前から6ヶ月間）

減免制度

災害や貧困などの特別な理由があり、一定の要件を満たす場合、国保税の一部または全部の減免や、一部負担金が免除となる制度があります。詳細はお問い合わせください。

◆マイナンバーカードの保険証利用登録

マイナンバーカードの保険証利用（マイナ保険証）登録は、

- ①マイナポータルアプリ（スマホ等）
- ②医療機関等に設置された端末
- ③セブン銀行ATM

のいずれかを使い、ご自身で行う必要があります。

詳しくは諏訪市公式HPや厚生労働省HPをご確認ください。



諏訪市公式HP
マイナ保険証説明

◆日々の生活で健康的な身体づくり

国保加入者は、医療機関受診時に医療費の一部（3割または2割）負担で医療を受けることができますが、残りを諏訪市が負担しています。近年、この医療費は増加する傾向にあり、国保の運営は大変厳しい状況です。

国保の健全な運営には、加入者一人ひとりが医療費の削減に努める必要があります。日ごろからの健康的な身体づくりや、病気の早期発見・早期治療により医療費を抑えることができます。持続可能な国保運営のためにも、日々の健康づくりを心がけましょう。

(202605Ver1.0)

【問い合わせ先】諏訪市市民環境部市民課国保医療係

〒392-8511 諏訪市高島一丁目22番30号 電話：0266-52-4141（内線114・115）